論文の内容の要旨

論文題目 人権の哲学:自然本性的構想及び二元的理論の擁護とその含意

氏名 木山 幸輔

本論文は、人権の哲学について探求を行うものである。本論文はその探求を、政治的人権構想と自然本性的人権構想の対立における後者の擁護、自然本性的構想において擁護されるべき構想としての二元的理論の提示、二元的理論の示唆の特定、当該示唆の国際開発援助構想への適用、という順序で行っていく。

本論文はまず、人権言説の影響力が増大した背景を社会的・理論的状況から概観したのち、 人権の哲学における近年の文献において生起している対立として、政治的構想と自然本性 的構想の対立を導入する(第1章)。次いで本論文は、その対立において政治的構想の立場に たつ諸構想を検討し、その検討を通じて、人間性への依拠が人権の正当化に必要であると示 す(第2章、第3章、第4章)。さらに本論文は、人間性に依拠する自然本性的構想に対して 示された政治的構想からの批判に対し応答を行う(第5章)。

続いて、1-5 章を通じて示される、自然本性的構想が政治的構想に優位するとの結論を踏まえ、自然本性的構想のうちで擁護されるべき構想は何かを本論文は考察する(6 章)。本論文はそこで、J・グリフィンの展開した一元的理論をめぐる論争の検討から、善同定としての「自律」としてその要素が解釈された規範的主体性と、「平等」な公共的相互承認を基底的価値とする二元的理論を描写する。

その後、1-6章までの議論を背景としつつ、二元的理論が要請する具体的権利として、本

論文は社会経済的権利とデモクラシーへの権利を取り上げ、それらを人権として擁護する (第7章・第8章)。その後、人権の国際的関係への適用における、ありうべき姿を本論文は 論じる(第9章)。

より具体的には、本論文は各章において以下のように議論を行う。

第 1 章において本論文は、人権の哲学が求められる文脈を説明したのち、政治的構想と自然本性的構想の対立を導入する。その上で、そうした対立を念頭に本論文の議論を予告する。

第2章において本論文は、J・ロールズの政治的構想を検討する。まず、ロールズが主張する人権の機能観を擁護するためには、人権が干渉を許容せしめることだけでなく、人権保障が社会が干渉を受けない十分条件であることをも示す必要があると論じる。次に、ロールズによるソーパーの『法の理論』への依拠が後者の提示の役割を果たしていることを確認し、その依拠は擁護できないことを示す。最後に、そうした検討から示されるロールズの政治的構想における問題を避ける形で、自然本性的構想が存立しうることを予告する。

第3章において本論文は、法哲学者 J・ラズが展開する人権構想の検討を行う。まず、ラズの理論の魅力が人権のインフレーションを明示的に避けうる点にあると確認する。次に、ラズの 5 つの主張それぞれに対して自然本性的構想の基本的発想が優位することを主張する。その結果、むしろ自然本性的構想の基本的発想が彼の主張に優位することを主張する。最後に、ラズが示す自然本性的構想への 3 つの危惧に応答する。そうした危惧への応答は、第5章で検討されるベイツによる批判の検討のための準備作業をもなす。

第 4 章において本論文は、影響力ある諸々の政治的人権構想に関し、それらを概括的に類型化し、分析・検討する。その結果、政治的構想の影響力ある諸理論——人権の道徳的基礎を明示的に求めない理論、実質的道徳的理由を提示しない理論、実質的道徳的理由の提示に際しミニマリズムを用いる理論——は擁護し得ず、政治的現実の評価をなすためにこそ自然本性的構想が求められることを主張する。

第 5 章において本論文は、人権の哲学の対立において、政治的構想から自然本性的構想へ向けられた批判に後者が応答しうることを示す。すなわち、自然本性的構想への最も包括的な批判を行なっている C・ベイツによる自然本性的構想の伴う 4 つの主張——実践独立性・前制度性・全時空性・人間性依拠性——の定式化、及びそれらへの批判を確認した上で、批判のそれぞれへ応答を示す。本論文が本章で論じる結論的主張は以下の通りである。ベイツによる 4 主張の定式化を受け入れる種類の自然本性的構想であっても、当該 4 主張への彼による批判に対して適切に応答しうる。

第 6 章において本論文は、擁護されるべき自然本性的構想として、善同定としての「自律」としてその要素が解釈された規範的主体性と、「平等」との2つを基底的価値とする二元的理論を描写する。その描写は、今日の自然本性的構想における最重要理論家 J・グリフィンの展開した一元的理論の修正という形で行う。具体的にはまず、一元的理論への3つの異論――利益狭隘性異論、人権保持主体狭隘性異論、偏狭性異論――の検討を通じて、一

元的理論がどの点において成功し、どの点において修正されるべきかを探り出す。そして、 グリフィンにおける「自律」の構想は、善同定としての「自律」の構想に純化されるべきこ と、彼における「平等」の基底的価値としての否定は適切ではないことを論じる。その後、 善同定としての「自律」としてその要素が再解釈された規範的主体性と、「平等」とを基底 的価値とする二元的理論を描写する。最後に、それが多元的理論に対して擁護されることを 示す。

第7章において本論文は、二元的理論の示唆として、福祉権が人権として捉えられるべきことを論じる。さらに、こうした社会経済的権利を人権と捉える視点への有力な批判として、責務先行想定に基づく批判を取り上げ、それから社会経済的権利を擁護する。

第8章において本論文は、二元的理論の示唆としての「デモクラシーへの人権」の論証もそこに含まれる内在的論証が、現在影響力ある2つの「デモクラシーへの人権」の存否の論証に対して優位にあることを示す。すなわち第1に、人権が果たす機能に着目した「デモクラシーへの人権」の存否の論証――機能依拠的論証――が擁護されるべきではないことをまず論じる。第2に、デモクラシーが他の重要とされる価値の実現に道具的価値を持つか否かによって「デモクラシーへの人権」の存否の論証を行う道具的論証について、以下のことを論じる。それは一定の意義を持つが、依拠すべき「デモクラシーへの人権」の内在的構想が求められる。最後に本論文は、そうした内在的構想を提示するものとして、二元的理論を改めて提示する。

第9章において本論文は、人権が国際的関係においてどう構想されるべきかを考察する。 そこでは、以下のことを論じる。まず、国際的関係における因果的関係の追跡を要求するものとして人権を描くべきである。すなわち、国際的関係によってもたらされる人権の違背には特別の道徳的責任が伴い、その責任は、集合的に負われるべきものではなく、因果の追跡を通じて特定されるべきものである。次に人権は、国家以外の回路により違背・達成されるものとして描かれるべきである。本論文が主張するのは、人権違背に至る多様な回路を追跡し、そして人権を達成していく、多様な主体による実践知こそが求められるということである。

第 10 章において本論文は、人権の哲学の探求の社会的・公共的示唆を明らかにすべく、開発援助諸構想を例にとって、人権の哲学による示唆の確認を行う。すなわち、影響力ある開発援助構想として、ポスト開発思想、ビッグ・プッシュ型構想、社会実験に基づくアプローチの3つを分析・検討していく。その際には、人権の哲学についての探求から得られた知的資源も用いられていくことになる。そして、それら3つの構想に対し、サーチャー型構想を人権の哲学からの要請をみたす開発援助構想として擁護する。

終章において本論文は、本論文の結論を概括し、その意義と課題について記述する。